

表5 技術者の資格表 (4/4)

資格区分		資格コード		建設業の種類		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
		94	熱絶縁施工																								○								
		95	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												○				
		96	造園																										○						
		97	防水施工																					○											
		98	さく井																													○			
その他	61	地すべり防止工事士	実務経験	1	年					○																						○			
	62	建築設備士		1	年								○	○																					
	63	計装士（1級）		1	年								○	○																					
	40	基礎施工士（基礎ぐい工事）							○																										
	60	解体工事施工技士																																	○
	36	基幹技能者	表5-2 技術者の資格表（基幹技能者）（P37）のとおり																																
	99	その他																																	
	01	法第7条第2号イ該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	02	法第7条第2号ロ該当		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	01	法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	02	法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎
	03	法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上）（大臣特別認定）		◎	◎								◎	◎		◎		◎											◎						
	04	法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上）				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎		◎		◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎	◎

◎：特定建設業 及び 一般建設業の営業所技術者等 となりうる資格

○：一般建設業の営業所技術者 となりうる資格

指定建設業

- ※1 平成27年度までの合格者は、合格後の解体工事に関する1年以上の実務経験を有すること又は登録解体工事講習の受講していることが必要。
（「登録解体工事講習」とは、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいう。）
1級土木施工管理技士《13》、2級土木施工管理技士（土木）《14》、1級建築施工管理技士《20》、2級建築施工管理技士（建築）《21》、（躯体）《22》
- ※2 当面の間、合格後の解体工事に関する1年以上の実務経験を有すること又は登録解体工事講習の受講していることが必要。
技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））《41》、《42》
- ※3 2級の場合、とび・土工事業については「とび工事」に関し、解体工事については「解体工事」に関し、合格後の実務経験を要する。
職業能力開発促進法「技能検定」とび・とび工《57》
（《》内は資格コードを表す。）

- 【備考】
- 資格コード「54」（衛生工学「汚物処理」）は昭和57年総理府例第37号による改正前の技術士法施行規則による選択科目である。
 - 表中の「実務経験」は合格後の実務経験年数をいう。
 - 平成16年4月1日時点で2級の技能検定に合格していた者は、”3年の実務経験”を”1年の実務経験”とする。
 - 資格コード「01」「02」且つ指定建設業以外の○印のもので、法第15条2号ロに該当する者は特定建設業の特定営業所技術者となりうる。
 - 資格コード「61」（地すべり防止工事士）とは、地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当する。
 - 資格コード「62」（建築設備士）とは、建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいう。
 - 資格コード「63」（計装士(1級)）とは、建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当する。
 - 資格コード「40」（基礎施工士（基礎ぐい工事））とは、基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当する。
 - 資格コード「60」（解体工事施工技士）とは、解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当する。
 - 資格コード「88」の「塗装」について、昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあつては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当する。
 - 平成28年6月1日時点において、とび・土工事業の技術者要件を満たしていた者は、令和3年6月末までの間に限り、解体工事の技術者とみなされた（経過措置）。